

青森県保育・障害福祉サービス事業所等認証評価制度推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 県は、「青森県保育・障害福祉サービス事業所等認証評価制度」の推進に関する意見を求めるため、「青森県保育・障害福祉サービス事業所等認証評価制度推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項に関して意見を述べるものとする。

- (1) 認証評価制度の普及啓発に関すること。
- (2) 認証評価基準に関すること。
- (3) 事業所等の認証に関すること。
- (4) その他認証評価制度の運用に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる関係団体等をもって構成し、委員は、当該関係団体等から推薦された者等について知事が委嘱する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により選任する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 委員長は、会務を主宰する。
- 6 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 7 委員の任期は2年以内とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、健康福祉部長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。
- 4 第1項から第3項までの規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、書面により会議を開催することができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、青森県健康福祉部こどもみらい課及び障害福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月29日から施行する。

別表

経営者代表	青森県身体障害者施設協議会
	青森県知的障害者福祉協会
	青森県精神障害者福祉事業者協会
	一般社団法人青森県保育連合会
	社会福祉法人日本保育協会青森県支部
	青森県私立保育園協会
	特定非営利活動法人全国認定こども園協会青森県支部
従業者代表	一般社団法人青森県介護福祉士会
	青森県保育者養成校連絡会
利用者代表	一般社団法人青森県手をつなぐ育成会
	特定非営利活動法人子育て応援隊ココネットあおもり
学識経験者	公立大学法人青森県立保健大学
行政	青森労働局